

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十五」

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑰ (⑮-⑯)
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②		・			
	計 ①+② ③		・			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・			/
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の㉑) ⑦		・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・			
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		・				
法第53条第42項により控除できる金額 (別表7(その1)の⑧) ⑫			当期分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 ⑳又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ ⑬			計 ㉑	円	円	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 ㉒若しくは(⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は㉓ ⑭						

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は 補正後の従業者数	控除すべき 外国税額等 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに控除する外国税額等 (⑮又は⑰のうち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙三十七」

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰ ⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算						
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	道府県税		/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	市町村税		
	計 ①+② ③		・	道府県税		
当期分 の 控除 外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	道府県税		円
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・	市町村税		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	道府県税		
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	市町村税		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		・	市町村税		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	・	市町村税		
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	計 (イ) (ロ)	道府県税			
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑳) ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道府県税	/		
当期分として算定した法人税割額(㉒若しくは ㉓又は第6号様式の㉔-㉕+㉖-㉗、第6号様式(その2)の㉘ -㉙+㉚-㉛若しくは第6号様式(その3)の㉜-㉝+㉞-㉟) ⑭		翌期繰越額計	道府県税	/		
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は㉑及び㉒) ⑮			市町村税	/		

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑲ 又は⑳のうち 少ない額) ㉑	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等(㉒ 又は㉓のうち 少ない額) ㉔	
				⑲	⑳	円	人	㉒	円	円	
特 別 区 以 外											
	小	計		㉕				㉖			
特別区				㉗((⑪(イ)+⑫(イ)+ ⑬(イ))-⑧)				㉘((⑪(ロ)+⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-⑧)			
合	計		㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞		
				控除未済繰 越額 ㉙-㉛ ㉟				控除未済繰 越額 ㉜-㉞ ㊱			